

2021 年 1 月 29 日

吸収分割に関する事前開示書面

(分割会社／会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示書面)

大阪市北区中之島三丁目 3 番 23 号
サノヤスホールディングス株式会社
代表取締役社長 上 田 孝

サノヤスホールディングス株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びサノヤスMTG株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2021 年 1 月 29 日、それぞれ取締役会の決議を経て吸収分割契約を締結し、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社とそのグループ向けシステム関連資産の保有及び維持管理並びに分割会社の子会社へのシステム支援に関連する事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本件吸収分割に関する会社法及び会社法施行規則の定めに基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1「吸収分割契約書」のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

(1) 交付する株式数に関する事項

承継会社は分割会社の 100%子会社であるため、本件吸収分割に際し、承継会社は、分割会社に対して株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本件吸収分割に際して、承継会社の資本金及び準備金の額は変動いたしません。

3. 新株予約権の対価の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社に関する事項

(1) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

承継会社は、2021年1月29日、分割会社との間で、本件吸収分割の効力が生じることを停止条件として、承継会社を吸収分割株式会社、分割会社を吸収分割承継会社とする、承継会社の子会社に関する経営管理を主な業務とする統括事業に係る権利義務を分割会社に承継させる吸収分割（以下「第二吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結いたしました。なお、第二吸収分割の効力発生日は、同年4月1日の予定です。

5. 吸収分割会社に関する事項（最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）

分割会社は、2020年11月9日、株式会社新来島どつく（以下「新来島どつく」といいます。）との間で、2021年2月28日を効力発生日として、分割会社の100%子会社であるサノヤス造船株式会社の発行済普通株式の全てを新来島どつくに譲渡する（以下「子会社株式譲渡」といいます。）旨の株式譲渡契約を締結いたしました。

また、分割会社は、2021年1月29日、承継会社との間で、本件吸収分割の効力が生じることを停止条件として、第二吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。なお、第二吸収分割の効力発生日は、同年4月1日の予定です。

6. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 分割会社の債務の履行の見込みについて

分割会社においては、子会社株式譲渡、本件吸収分割及び第二吸収分割の実行後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること及び事業活動において負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 承継会社の債務（分割会社が吸収分割により承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みについて

承継会社においては、本件吸収分割及び第二吸収分割の実行後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること及び事業活動において負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙 1

吸収分割契約の内容

吸収分割契約書

(第一吸収分割契約)

サノヤスホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及びサノヤスMTG株式会社（以下「乙」という。）は、甲のグループ向けシステム関連資産の保有及び維持管理並びに甲の子会社へのシステム支援に関連する事業（以下「本件事業」という。）に係る権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約に基づき、その経営する事業のうち本件事業を分割して乙に承継させることとし、乙はこれを承継する。

第2条（商号及び住所）

甲並びに乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 甲（吸収分割株式会社）

商 号：サノヤスホールディングス株式会社

住 所：大阪市北区中之島三丁目3番23号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商 号：サノヤスMTG株式会社

住 所：大阪市北区中之島三丁目3番23号

第3条（本件吸収分割により承継する権利義務等）

1. 本件吸収分割に際して、乙が甲から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細」記載のとおりとする。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。
3. 甲及び乙は、承継対象権利義務の承継に関し、登記、登録、通知、承諾その他一定の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものであつて、甲又は乙がかかる手続の一部又は全部を行わなければならないものについては、協力して遅滞なくかかる手続を行わなければならない。この場合の登記、登録手続費用その他の費用については、乙が負担するものとする。

第4条（本件吸収分割の対価）

乙は、本件吸収分割に際し、甲に対して株式その他一切の財産の交付を行わないものとする。

第5条（資本金及び準備金等）

本件吸収分割に際し、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。ただし、効力発生日における本件事業に関する資産及び負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。ただし、本件吸収分割の手の続の進行に応じて必要がある場合は、甲乙協議の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（株主総会の決議）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本契約につき株主総会の決議による承認を受けずに本件吸収分割を行うものとする。
2. 乙は、会社法第795条第1項の規定に基づき、効力発生日の前日までに、株主総会の決議（会社法第319条第1項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意を含む。）によって、本契約の承認を受けるものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、本件吸収分割の効力発生後においても、本件事業に関し、乙に対して競業避止義務を負わない。

第9条（事情変更）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ、又は生じることが確実と見込まれる場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

第10条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上決定するものとする。

以上の合意を証するため、本書 1 通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、乙が原本を、甲がその写しを保有する。

2021 年 1 月 29 日

甲　：　大阪市北区中之島三丁目 3 番 23 号
　　　サノヤスホールディングス株式会社
　　　代表取締役社長　　上田　孝

乙　：　大阪市北区中之島三丁目 3 番 23 号
　　　サノヤスMTG株式会社
　　　代表取締役社長　　上田　孝

(別紙)

承継権利義務明細

本件吸収分割に際して、乙が甲から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務については、法令又は契約上承継できないものを除き、次に定めるとおりとする。

1. 資産

本件事業に属する現預金その他の流動資産並びに工具器具備品及びソフトウェアその他の固定資産

2. 負債

本件事業に属する短期リース債務及び下記 3.に従い本件吸収分割に伴い甲から乙に承継される従業員（本項において、以下「対象従業員」という。）に係る賞与引当金その他の流動負債並びに長期リース債務及び対象従業員に係る退職給付引当金その他の固定負債

3. 雇用契約

甲の従業員であって、本件事業に主として従事する者に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務

4. その他の権利義務

本件事業に関して甲が子会社との間で締結している業務委託契約

以 上

別紙 2

承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第2期

計算書類

2019年 4月 1日から
2020年 3月31日まで

サノヤスMTG株式会社

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	349	流 動 負 債	1,297
現金及び預金	213	短期借入金	1,213
未収消費税等	9	未払金	80
連結納税親会社未収入金	124	未払費用	0
その他の	2	未払法人税等	3
		その他の	0
固 定 資 産	12,655	固 定 負 債	5
(有形固定資産)	(3)	前受収益	2
建物附属設備	2	繰延税金負債	2
工具器具備品	0		
(無形固定資産)	(4)		
ソフトウェア	4		
(投資その他の資産)	(12,647)		
子会社株式	12,634		
差入保証金	13		
		負 債 合 計	1,303
		純 資 産 の 部	
		株主資本	11,701
		資本金	10
		資本剰余金	11,471
		資本準備金	10
		その他資本剰余金	11,461
		利益剰余金	220
		その他利益剰余金	220
		繰越利益剰余金	220
		純 資 産 合 計	11,701
資 産 合 計	13,004	負債及び純資産合計	13,004

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		568
売 上 原 価		-
売 上 総 利 益		568
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		573
営 業 損 失 (△)		△5
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	0	
還 付 加 算 金	0	0
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8	
そ の 他	0	8
経 常 損 失 (△)		△13
特 別 利 益		
株 式 報 酬 受 入 益	5	5
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△8
法人税、住民税及び事業税		△ 51
法 人 税 等 調 整 額		1
当 期 純 利 益		41

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合	
当 期 首 残 高	10	10	12,347	12,357	178	178	12,546
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益					41	41	41
会 社 分 割 に よ る 減 少			△886	△886			△886
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計			△886	△886	41	41	△845
当 期 末 残 高	10	10	11,461	11,471	220	220	11,701

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高				12,546
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				41
会 社 分 割 に よ る 減 少				△886
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				—
当 期 変 動 額 合 計				△845
当 期 末 残 高				11,701

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資產……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物 8～50 年であります。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産……………定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

当社は、サノヤスホールディングス(株)を連結親法人として、連結納税制度を適用しております。

③連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月27日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数 普通株式 400株

3. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 29,254,196円80銭

(2) 1株当たり当期純利益	104,324円92銭
----------------	-------------

4. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

第2期

計算書類に係る附属明細書

2019年 4月 1日から
2020年 3月31日まで

サノヤスMTG株式会社

目 次

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細	1頁
2. 一般管理費の明細	2頁

附属明細書の記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	-	2	-	0	2	0	2
	車両運搬具	-	-	-	-	-	-	-
	工具器具備品	0	0	-	0	0	0	0
	建設仮勘定	-	-	-	-	-	-	-
	計	0	3	-	0	3	0	3
無形固定資産	借地権	-	-	-	-	-	-	-
	電話加入権	-	-	-	-	-	-	-
	ソフトウェア	0	4	-	0	4	0	5
	計	0	4	-	0	4	0	5

(注) 主な増加額

建物付属	東京本部レイアウト変更工事	1百万円
ソフトウェア	SOLIDWORKS Professional2020	3百万円

2. 一般管理費の明細

(単位: 百万円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	91	
給 料 ・ 手 当	194	
退 職 給 付 費 用	11	
法 定 福 利 費	42	
賃 借 料	53	
報 酬	41	
旅 費 交 通 費	15	
雑 費	56	
修 繕 費	20	
減 価 償 却 費	18	
雑 収 入	△ 22	
そ の 他	54	
計	573	

事業報告

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

I. 会社の状況に関する重要な事項

当事業年度における世界経済は、期初から2019年内は安定した景況感に支えられ、米中通商問題や地政学的リスクを包含しつつも底堅く推移しました。しかしながら、2020年に入って以降は中国で発生した新型コロナウイルスの感染が拡大し、社会的、経済的に大打撃を受けている状況にあります。世界的な同ウイルスの感染拡大は収まる様子がなく、各国で人の移動を制限する等の感染拡大防止策が打ち出されたことにより、経済活動が停滞しています。

この様な状況下、当社は、M&Tグループの設備投資並びに組織再編の推進に注力するとともに、M&Tグループ各社のものづくり支援を進めました。これらの結果、売上高は568百万円、営業利益は41百万円となりました。

世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、各国で外出制限等の対策が打ち出されており、経済活動停滞の影響が広がっています。このような非常事態の中、わが国でも4月には政府による「緊急事態宣言」が発表されました。2020年の夏に予定されていた東京オリンピックも開催が1年延期され、国民や企業への活動自粛要請の強化と相俟って、わが国経済の先行きの不透明感が大きく増している状況にあります。

このような環境下、当社は、M&Tグループ各社の技術開発、新製品開発、IT・システム技術の導入を含む生産、販売、管理等、全ての面において支援を更に強化・拡充します。そのため、2020年4月1日付で、各社を品質面及び技術開発面でそれぞれ支援する組織として、ものづくり推進部傘下に「品質保証室」と「開発支援室」を新設するとともに、「企画部」「システム企画部」「ものづくり推進部」「IT化推進部（旧業務改革推進部）」の統括組織として「業務推進支援センター」を新設し、これまで各部が進めてきた取り組みを有機的に融合し、一層加速させることを目指します。

II. 事業年度末における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価格の合計	当社の総資産額
サノヤス・ライド株式会社	大阪市住之江区西加賀屋二丁目2番11号	4,985百万円	13,004百万円

以上

事業報告の附属明細書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

- ・記載すべき事項はありません。

以上

監 査 報 告 書

2019年4月1日から2020年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2020年5月19日

サノヤス MTG 株式会社

監査役 松 田 武 郎 ㊞